

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）

改正案	現行
<p>（法第十四条第一項等の規定による合併等の認可）</p> <p>第二十五条 法第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による合併等の認可を受けようとする対象金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面</p> <p>イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一條第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第八十六條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、<u>国土交通省、環境省令第一号</u>）第七十八條第一項第六号に掲げる書面</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三條第</p>	<p>（法第十四条第一項等の規定による合併等の認可）</p> <p>第二十五条 法第十四条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による合併等の認可を受けようとする対象金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面</p> <p>イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一條第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第八十六條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、<u>国土交通省令第一号</u>）第五十二條第一項第六号に掲げる書面</p> <p>ロ （略）</p> <p>ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三條第</p>

二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号、信用金庫法施行規則第七十九條第一項第二号若しくは第八十條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第四百十一條第一項第二号若しくは第四百十二條第二号に掲げる書面

三〇八 (略)

(法第二十四條第一項等の規定による合併等の認可)

第六十二條 法第二十四條第一項(同條第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による合併等の認可を受けようとする対象組織再編成金融機関等(法第二條第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。)
。又は対象組織再編成子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第三十四條の二十九第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一條第二号若しくは第二十五條の十第一項第二号、信用金庫法施行規則第八十六條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第七十八條第一項第六号に掲げる書面

ロ (略)

ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三條第

二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号、信用金庫法施行規則第七十九條第一項第二号若しくは第八十條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第一百五條第一項第二号若しくは第一百十六條第二号に掲げる書面

三〇八 (略)

(法第二十四條第一項等の規定による合併等の認可)

第六十二條 法第二十四條第一項(同條第六項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による合併等の認可を受けようとする対象組織再編成金融機関等(法第二條第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。)
。又は対象組織再編成子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第三十四條の二十九第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一條第二号若しくは第二十五條の十第一項第二号、信用金庫法施行規則第八十六條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第一百五十二條第一項第六号に掲げる書面

ロ (略)

ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三條第

二号若しくは第三十四条の三十一第一項第二号、長期信用銀行
法施行規則第二十二條第二号若しくは第二十五條の十一第一項
第二号、信用金庫法施行規則第七十九條第一項第二号又は中小
企業等協同組合法施行規則第四百二十二條第二号に掲げる書面

三〇八 (略)

(法第三十四條第一項の規定による合併等の認可)

第八十六條 法第三十四條第一項の規定による合併等の認可を受けよ
うとする対象協同組織金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類
を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び信用金庫法施行規
則第八十六條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則
第四百七十八條第一項第六号に掲げる書面

ロ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受け
の契約の内容を記載した書面及び信用金庫法施行規則第七十九
條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第四百十二
條第二号に掲げる書面

三〇八 (略)

二号若しくは第三十四条の三十一第一項第二号、長期信用銀行
法施行規則第二十二條第二号若しくは第二十五條の十一第一項
第二号、信用金庫法施行規則第七十九條第一項第二号又は中小
企業等協同組合法施行規則第一百十六條第二号に掲げる書面

三〇八 (略)

(法第三十四條第一項の規定による合併等の認可)

第八十六條 法第三十四條第一項の規定による合併等の認可を受けよ
うとする対象協同組織金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類
を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 次に掲げる合併等の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び信用金庫法施行規
則第八十六條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則
第一百五十二條第一項第六号に掲げる書面

ロ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受け
の契約の内容を記載した書面及び信用金庫法施行規則第七十九
條第一項第二号又は中小企業等協同組合法施行規則第一百十六條
第二号に掲げる書面

三〇八 (略)